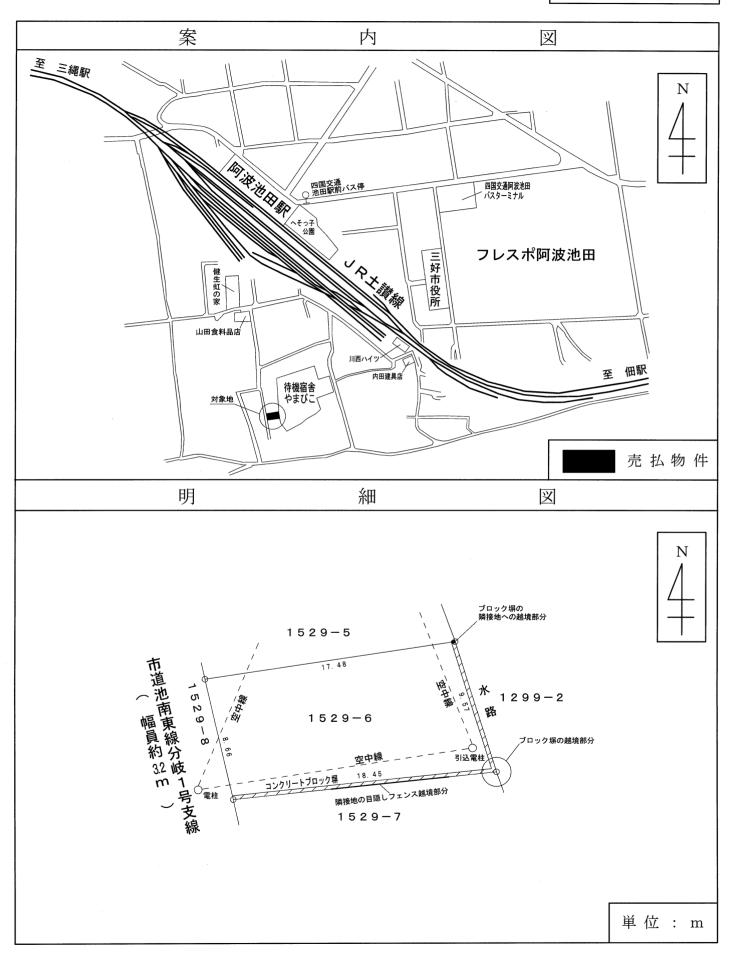
物件番号 2203

	у 1 т да ч	•										
所	在 地	徳島県	徳島県三好市池田町シンマチ1529番6									
住	居表示											
現況地目		宅地	宅地		162. 02 m²						一式	
及で	び面積等		-							立木竹	_	
		昏 1529	番6									
登記簿地目記載事項		1 宅地	Ţ									
巾山東	数1											
西側 舗装市道 幅員約 3.2 m (法第42条第25 接面道路 の 状 況								(項道路)				
法令に基づく制限	建築基準法	非線引										
		用途地域		第一種住居地	也域							
		地域・地区 指定なし										
		建蔽率容積率		6 0 % 2 0 0 %								
		高度制限		指定なし								
			防火指定 指定なし									
	その他	文化財保証	建築基準法第22条 文化財保護法第92条(埋蔵文化財包蔵地区域)									
		私道負担	無	負担の内容								
に関	する事項	道路後退	有	負担の内容	下記参	考事項欄のと	3 り					
供給処理		供給処理施設		学等の状況		施 設	整備状況			施 設 整 備 特別負担の		
			- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /			有 <u></u>				_		
施設の概要				道路配管 有	+ +				無			
		公共下水道 都市ガス			未定 未定				未定 未定			
- ◇i	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鉄道等				の 南方 約0	7km 徒歩9)分	/K/L			
	_ 100100			を通バス 池			デニ約0.7km					
公卦	共施設	I		市役所			田小学校			池田中学校		
 ◎本物件は、現状有姿による売払いです。 ◎敷地東側水路とは約0.5メートル程度高く接しているほか、水路を介した東側に中層の宿舎があります。 ◎本地は文化財保護法第92条の埋蔵文化財包蔵地の区域に指定されており、土木工事等を行う場合は事前に三好市教育委員会に届出が必要です。(問い合わせ先:三好市教育委員会社会教育課文化財担当) ◎敷地西側道路が建築基準法第42条第2項道路のため、道路中心線確定後、道路中心線から2メートルの部分は後退が必要となります。(問い合わせ先:徳島県西部総合県民局県土整備部三好庁舎企画担 												
参考	当)											
~	ツ 本地	ょ以刖、 国	7ノ1白音	5 秋地 ししん	<u> </u>							

- 事 ◎敷地のブロック塀の一部が北側隣接地 (1529番5) に越境しています。また、南側隣接地 (1529番7) の目隠しフェンス及びブロック塀の一部が越境しています。それぞれ当事者間で確認書を交わして項 いまで、【詳細は、徳島財務事務所管財課備付資料をご覧ください。】
 - ◎敷地の南東部分に引込電柱(NTT)が設置されており、国との間で貸付契約が締結されています。このため本物件の売買契約には、引き続き当該契約期間満了日(令和6年5月11日)まで使用を承諾する旨の特約をします。購入後の電柱の取扱いについては、同社と協議が必要です。
 - ◎工作物一式の内訳は、囲障です。
 - ◎本地を含む周辺地域は、三好市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。 詳細については、三好市総務部危機管理課にご照会ください。
 - ◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

[※] 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、 現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。



※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 2203

写 真 現 況